

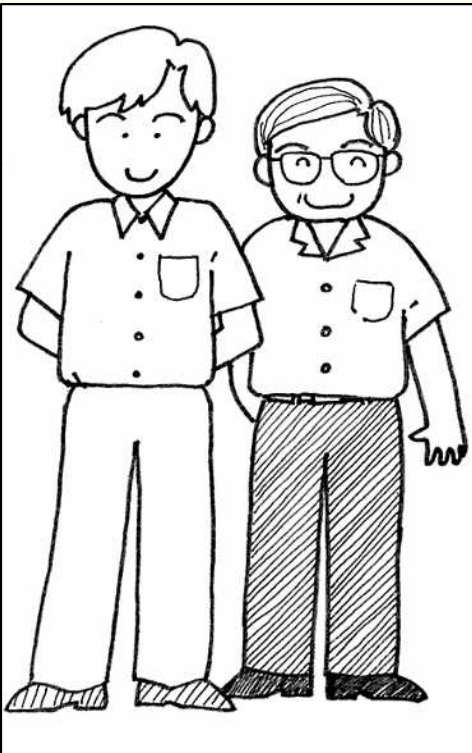
ナチュラル・ビズ・スタイル(夏季)の具体のイメージイラスト

※TPOを踏まえ、清潔で爽やかな服装に心がけましょう。

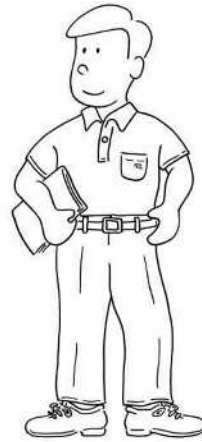
1 執務室

- ・上着を着用しない
- ・ネクタイを外す
- ・半袖のシャツ、開襟シャツ等を着用する
- ・職員バッジを着用する

具体例



環境忍者 えこ之助



①当日の業務内容を考慮した清潔感、清涼感のある Poloシャツ・チノパンの着用



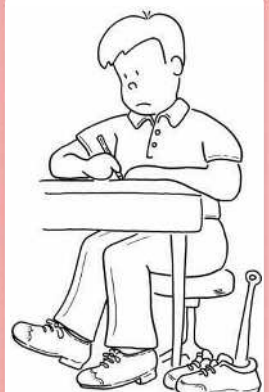
②裾出し出来るようにデザインされた清潔感、清涼感のある開襟シャツ・Poloシャツの着用



③観光キャンペーン等の期間中におけるPR用ロゴ入りTシャツの着用



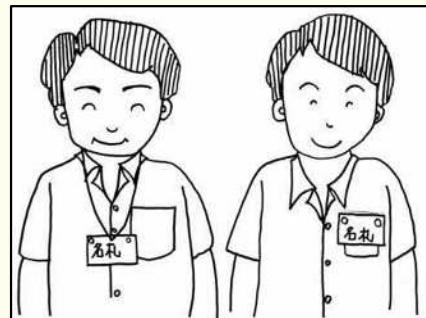
④地域のイメージカラーを職場で定め、その色のついた開襟シャツ・Poloシャツの着用



⑤通勤時と勤務時の靴の履き替え

2 本会議場以外で、各委員及び議員等と打合せをする場合

- ・上着を着用しない
- ・ネクタイを着用しない
- ・半袖ワイシャツは着用可
- ・名札、職員バッジ、説明員バッジ、連絡員バッジを着用する

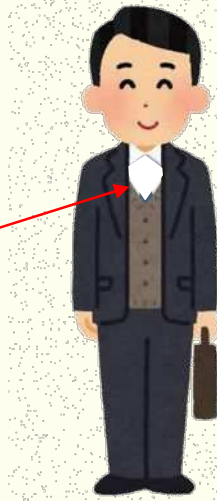


※本会議場(回廊を含む)における服装については、上着を着用することとなっています。

<執務室>

具体例

- ・重ね着
- ・膝掛けの利用
- ・名札、職員バッジの着用
- ・ノーネクタイも可(TPO等を踏まえ各職員の判断)



<議会対応>

具体例

- ・上着を着用
- ・ネクタイ
- ・重ね着は可(各職員の判断)
- ・名札、職員バッジ、説明員バッジ・連絡員バッジの着用



<留意事項>

- 年間を通した執務内での自由な服装での勤務は、特定の期間に限らず、職員の省エネ行動の促進につなげるとともに、暑さや寒さをしのぎやすくし、働きやすい職場環境づくりを進めていこうとするもの。
- 自由な服装での勤務は、職員が公務員としてのモラルを有していることを前提としており、周囲や外部の方に不快感や違和感を与えることを決して許容するものではないこと。
- 服装の乱れ等とみなされることは、厳に慎むべきものであり、来庁者などから不適切との意見が寄せられるおそれがある場合などは、速やかに管理職による改善指導を行う。